

○江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例第3条の規定による減免措置の基準

昭和47年4月27日施行

〔注〕平成22年4月から改正経過を注記した。

**改正**

昭和60年4月1日施行

昭和61年4月1日施行

昭和63年4月1日施行

昭和63年9月1日施行

平成元年4月1日施行

平成3年4月1日施行

平成4年4月1日施行

平成5年4月1日施行

平成7年4月1日施行

平成8年4月1日施行

平成9年4月1日施行

平成10年4月1日施行

平成13年4月1日施行

平成16年4月1日施行

平成17年4月1日施行

平成18年8月1日施行

平成19年4月1日施行

平成22年4月1日基準

平成25年4月1日施行

平成25年10月1日施行

平成27年4月1日施行

平成28年4月1日基準

平成31年4月1日施行

令和4年4月1日施行

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例第3条の規定による減免措置の基準

(目的)

**第1条** この基準は、江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和47年4月江戸川区条例第17号。以下「条例」という。）第3条に規定する占用料の減免に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（減免の対象及び額）

**第2条** 減免の対象となる物件及び額は、次に掲げるとおりとする。

（1） 占用料の額の全部を免除することができるもの

ア 条例第3条第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる物件。ただし、同条第2号に規定する鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業者が、その鉄道事業以外の一般の需要に応ずるものの用に供する施設を除く。

イ 町会、商店会等の設置する街灯（アーチ式のものを除く。）、フラッグ、防犯カメラ、掲示板（町会・自治会に限る。）等で公共性を有するもの及びそれらへの配線で公共性を有するもの

ウ アーケード

エ 公益法人が設置する放送法（昭和25年法律第132号）によるテレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われるものに限る。）の用に供する放送施設のうち、道路横断電線

オ テレビジョン放送の受信障害を解消するための専用施設で非営利的なもの

カ 公共的団体が設置する有線放送施設及び水道管、下水道管その他の管路

キ 塩又は郵便切手の販売場所を示す規格化された看板。ただし、店舗に取り付けられたもので、1店舗1個に限る。

ク 無料で公衆に開放している公園、広場及び運動場

ケ かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設

コ カーブミラー、花壇、公共施設誘導サイン等で営利を主目的とせず、交通安全、道路の美化又は公衆の利便に著しく寄与すると認められるもの

サ 地下街、地下室、通路等に付随して設置されている洗面所、休憩所等で、主として公衆が無料で使用できるもの及び非常用階段その他の避難用施設

シ 地上権等により道路敷の権原を取得して道路を築造した場合における、当該道路敷内の占用物件。ただし、地上権等を設定する際、占用料の徴収を前提としている場合を除く。

ス 道路が、河川、港湾、海岸及び公園の区域に重複し、その管理者が占用料又は使用料を徴収している場合における当該道路区域内の占用物件

セ 電気事業者及び認定電気通信事業者が設ける支柱、支線及び架空の道路横断電線

ソ バス総合案内板、バス停留所標識及びバス待合所（添加広告板付のバス停の上屋以外のバス停の上屋を含む。）

タ 区が設置する公共施設誘導サインへの広告物件

チ 区が関与又は後援する団体が実施する地域活性化及び地域コミュニティ向上のための路上イベント

(2) 占用料の額の3分の2を免除することができるもの

ア 条例第3条第3号に掲げる物件のうち、駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場

(3) 占用料の額の2分の1を免除することができるもの

ア 公益法人が設置する放送法によるテレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われるものに限る。）の用に供する放送施設のうち、道路縦断電線

イ 駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。）

ウ 認定電気通信事業者が設ける工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局

エ 添加広告板付のバス停の上屋

オ タクシー乗り場に付随して設置されるベンチ及び上屋（添加広告板付のタクシー乗り場の上屋を含む。）

(4) 占用料の9分の8を免除することができるもの

ア 昭和63年4月1日から平成9年3月31日までの間に、既設の架空電線を撤去するために、主として歩道の地下に埋設された、外径200ミリメートル未満の電線類又は電線類を収容するための管路（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものを除く。）で、従来地中化減免として3分の1を超える額を免除していた物件

イ 平成9年4月1日以後、新たに占用許可を受けて、主として歩道の地下に設ける、外径200ミリメートル未満の電線類又は電線類を収容するための管路（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器

ウ 昭和63年4月1日前に、既設の架空電線を撤去するために、主として歩道の地下に埋設された、外径200ミリメートル未満の電線類又は電線類を収容するための管路（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものを除く。）のうち、区長が特に認めたもの

エ 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものに限る。）と一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）

(5) 占用料の5分の1を免除することができるもの

ア 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものに限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか次に掲げるものであって、当該規定に基づく部分を免除するもの

ア 規格化された簡易な看板

別表第1に掲げる減免後徴収単価を超える部分

イ その他の看板

別表第2に掲げる減免後占用料を超える部分及び表示面積2平方メートル以下の部分（バス停上屋及びタクシー乗り場の上屋の添加広告板については、表示面積2平方メートル以下の部分は除く。）

ウ 日よけ

表示面積1平方メートルにつき、3,270円を超える部分

一部改正〔平成22年4月1日基準・25年4月1日施行・10月1日・27年4月1日・28年4月1日基準・令和4年4月1日施行〕

#### 付 則

この基準は、昭和47年4月27日から施行する。

付 則（平成22年4月1日基準）

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日）

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年10月1日）

この基準は、平成25年10月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日施行）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日基準）

（施行期日）

1 この基準は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 別表第1の規定は、施行日以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占用について適用する。

付 則（平成31年4月1日）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 別表第1の規定は、施行日以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。

付 則（令和4年4月1日）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 別表第1の規定は、施行日以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。

別表第1（第2条関係）

物件		減免後徴収単価（1平方メートルにつき）
電柱広告	添加	8,540円
	巻付け	4,270円
消火栓標識広告		5,610円
バス停留所標識広告		
鉄道乗車位置広告		3,270円

一部改正〔平成22年4月1日基準・25年4月1日施行・28年4月1日基準・31年4月1日施行・令和4年4月1日〕

別表第2（第2条関係）

表示面積	減免後占用料
3平方メートル未満	表示面積（0.1平方メートル単位で端数切捨て）×13,440円
3平方メートル以上	表示面積1平方メートルにつき13,440円

一部改正〔平成28年4月1日基準〕